

～地域みんなで高齢者を見守ろう～ 9月は「高齢者被害防止共同キャンペーン月間」です

関東甲信越ブロック（1都9県6政令指定都市及び（独）国民生活センター）が合同で行う高齢者被害防止共同キャンペーンを9月1日（火）から30日（水）まで実施しますので、お知らせします。

悪質業者は、高齢者が抱える不安の3K（孤独・金・健康）に付け込み、不当で高額な契約を迫る特徴があります。被害の防止・早期発見には、高齢者本人の注意に加え、周りの方による見守りが大切です。「①気づき、②声かけ、③つなぐ」で消費者被害を防ぎましょう。

◆相談件数の推移

昨年度、本市に寄せられた相談件数は、6,465件でした。前年度と比較すると減少したものの、寄せられた相談の**6割以上**が50代以上の方からの相談で、中高年より上の世代の契約トラブルが多いと考えられます。



①普段と違う様子への“気づき”

悪質業者による巧みな勧誘から、高齢者自身が被害にあっていないことを認識しにくいことがあります。そのため周りの方による気づきが大切です。

◆気づきのポイント

- ・見慣れない封筒が届くようになった。
- ・未開封の段ボールが積み重なっている。

②寄り添う“声かけ”

本人の気持ちを尊重しながら事情を聞きましょう。

◆声かけ例

- ・最近どうですか？
- ・何かお困りですか？
- ・一緒に消費生活センターに相談してみませんか？

③困ったら消費生活センターに“つなぐ”

消費生活相談員が、契約トラブルや悪質商法等に関する相談に対して、助言やあっせん等を行っています。

◆高齢者重点相談

期 間：令和2年9月21日（月・祝）～23日（水）

受 付：午前9時～午後4時

※21、22日の正午から午後1時までを除く。

電話番号：188（消費者ホットライン）

※上記以外にも毎日相談を受け付けています（年末年始を除く）。

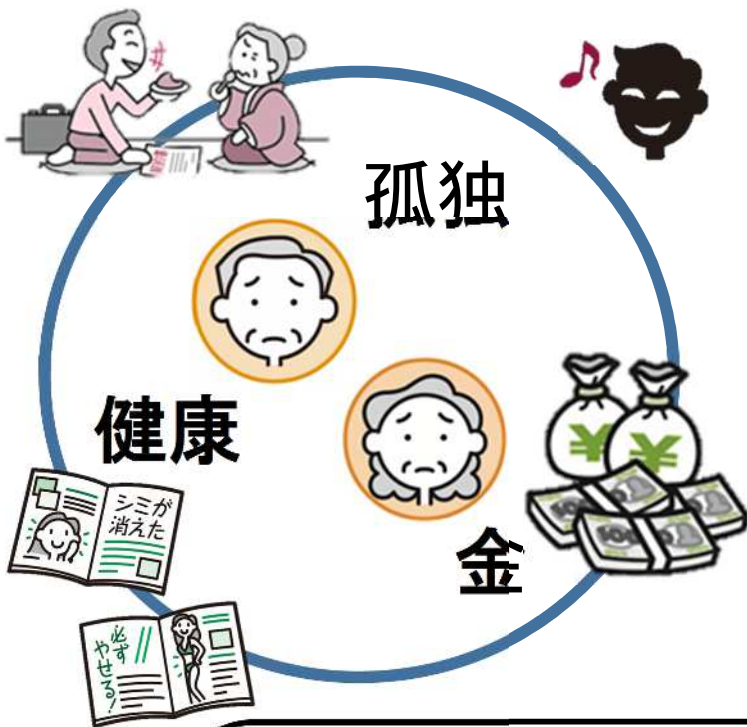


イラスト：© KANAGAWA2013

お問合せ先
消費生活総合センター
直通電話：042-776-2598
担当：田中・木村

あなたの身近な人は大丈夫？

契約トラブルの相談は 消費生活センターへ！



悪質業者は、
高齢者の抱える不安の3K（孤独・金・健康）
に付け込み、契約を迫る特徴があります。

- 孤独：「お悩みを聞きますよ」
- 金：「老後の資金を増やせますよ」
「必ずもうかりますよ」
- 健康：「飲むだけで痛みが取れますよ」

あなたの見守りが、被害を防ぐきっかけに

- 1** 気づき 『見慣れない封筒』『未開封の段ボール』など
普段と違った様子に気づいたら
- 2** 声かけ 「何かお困りですか」
「新しく買われたんですか」と声をかけてみませんか？
- 3** つなく 困ったら消費生活センターにつなぎましょう。
専門の相談員が助言や情報提供を行います。

消費者ホットライン 188